

表 基本高水の決定についての被告と原告の主張の比較

項目	被告の主張	被告の主張の根拠	原告の主張	原告の主張の根拠
基本高水の決定				
(1)計画規模の決定	100年確率		被告の主張を認める	
(2)対象降雨量の決定				
ア 過去の降雨実績について	省略		被告の主張を認める	
イ 対象降雨(計画降雨)継続時間	省略		被告の主張を認める	
ウ 対象降雨量の決定	2日雨量314ミリメートル	乙第140号証 3確率分布のうち、 SLSC値0.04未満で ジャックナイフ推定誤差 が最小の分布	2日雨量284ミリメートル	乙第140号証 12確率分布のうち、 SLSC値0.04未満で ジャックナイフ推定誤差 が最小の分布
(3)対象降雨(計画降雨)波形の選定				
ア 候補の抽出	33の降雨波形		被告の主張を認める	
イ 対象降雨(計画降雨)波形の設定	2日雨量314ミリメートルに引き伸ばし		2日雨量314ミリメートルが大きすぎることを前提に引き伸ばし法は認める	
ウ 異常降雨波形を除外するための棄却基準				
(ア)「時間的に異常な雨量が生じていないか」という点について	犀川大橋3時間雨量142ミリメートル 犀川ダム1時間雨量83ミリメートル 内川ダム1時間雨量108ミリメートル	乙第80号証 乙第80号証 乙第80号証	犀川大橋3時間雨量126ミリメートル 犀川ダム1時間雨量81ミリメートル 内川ダム1時間雨量92ミリメートル 基本高水ピーク流量に影響が大きい犀川大橋3時間雨量についてのみ争う。	乙第80号証 乙第80号証 乙第80号証
(イ)「地域分布に隔たりがないか」という点について	犀川ダム2日雨量385ミリメートル 内川ダム1日雨量332ミリメートル	乙第81号証 乙第81号証	犀川ダム2日雨量335ミリメートル 内川ダム1日雨量332ミリメートル 基本高水ピーク流量に影響が小さいので争わない。	乙第81号証 乙第81号証
(ウ)上記(ア)及び(イ)における確率値の決定	12確率分布のうち、SLSC値0.04未満で、ジャックナイフ推定値に推定誤差を加えた値の最大が棄却限界		12確率分布のうち、SLSC値0.04未満で、ジャックナイフ推定誤差が最小の分布の誤差範囲が棄却限界	
エ 選定結果	9波形を棄却して24波形を選定	乙第82号	10波形を棄却して23波形を選定	乙第82号の選定結果に加え、犀川大橋3時間雨量の棄却基準で1波形を棄却。
(4)流出モデル(流域定数)の決定				
ア 流出解析手法の決定	省略			
イ モデル定数	省略			
ウ モデル定数の検証	省略 飽和雨量を100ミリメートル		飽和雨量を110ミリメートル	下菊橋測水所地点で平均約113ミリメートルとあるが、実態とあっていない。
エ 犀川本川の流域定数				
(5)基本高水ピーク流量の決定	平成7年8月30日型で1741m <sup>3</sup> /秒		昭和36年7月10日型で1312m <sup>3</sup> /秒	
(6)基本高水ピーク流量の検証	比流量などで検証		検証していない	
(7)適用基準について	旧基準で計画し、新基準の内容とそごがないかを確認(第三準備書面10ページ)		旧基準にもとづき、新基準による検証が必要	
(8)全国の治水計画の実態との比較	河川整備計画目標流量÷基本高水ピーク流量		河川整備計画目標流量÷基本高水ピーク流量×0.8	